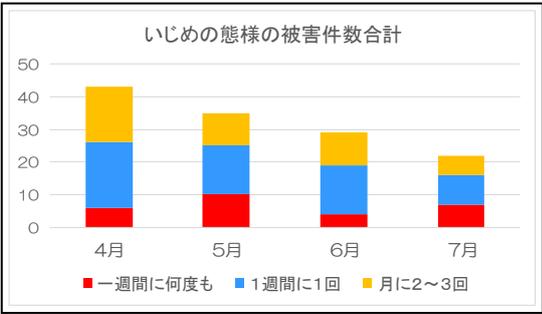
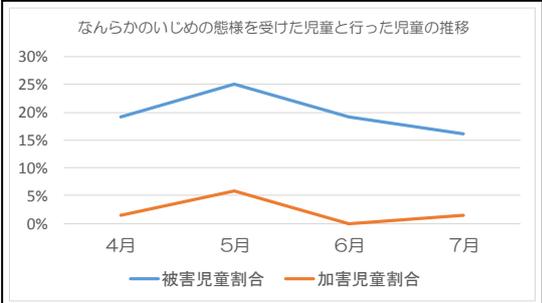


いじめの問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	富山県	学校名	黒部市立前沢小学校
学校情報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の別 (公立)</li> <li>・児童生徒数 (68人)</li> <li>・学級数 (7学級)</li> <li>・教職員数 (13人)</li> </ul>		

取組の概要	<p>積極的な生徒指導推進のために、無記名式アンケート（児童対象 毎月15日実施）と記名式アンケート（保護者対象 毎学期最終月実施）を活用する。</p>
	<p>1 無記名式のアンケートの実施（対象：全校児童 実施日：毎月15日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの態様の行為をなくすために、アンケートの結果から学級の状態を把握し、全校体制で望ましい学級集団づくりに取り組むことを目的とする。</li> <li>・アンケートには「いじめ」という言葉を用いない。いじめの態様（行為）の有無・頻度について学級の状態を把握し、未然防止の方策を立てて取り組む。</li> </ul> <p>2 記名式のアンケートの実施（対象：保護者 実施日：毎学期最終月1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ問題」等について家庭から情報を得て、家庭と連携していじめ0を目指すことを目的とする。</li> <li>・記名式のアンケートではあったが、無記名で提出され面談を希望した保護者が11.8%いた。その保護者とも面談を実施する必要があるため、再度面談希望の案内状を配付し、保護者のニーズに応える。</li> </ul> <p>3 教員研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ0を目指して－手引き書－（黒部市発行）」を活用して、アンケートや面談実施の際の留意事項、及び未然防止の方策等について研修を行う。</li> </ul>

効果・成果	 <p>いじめの態様の被害件数合計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>一週間に何度も</th> <th>1週間に1回</th> <th>月に2~3回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	月	一週間に何度も	1週間に1回	月に2~3回	4月	5	15	10	5月	10	15	5	6月	5	15	5	7月	5	10	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無記名式のアンケートを基に学級指導、定期面談・随時面談等を繰り返したことで、児童が担任に「悩み」を相談したり、学級の人間関係における問題を相談したりすることが多くなってきた。今まで、見えにくかった児童の内面の把握において、効果がある。</li> <li>・全教職員で結果を共有することで、児童一人一人をきま細かく観察し異変をキャッチしたり、話をしたりする機会が増えてきている。</li> <li>・いじめの態様の被害のべ件数（複数回答可）や何らかのいじめの態様の行為を受けた被害児童が減少してきた。</li> <li>・教員が「いじめ0を目指して－手引き書－（黒部市発行）」を読んでいじめ問題について自己研修するようになってきている。</li> <li>・保護者との相談体制が整い始めてきている。</li> </ul>
	月	一週間に何度も	1週間に1回	月に2~3回																		
4月	5	15	10																			
5月	10	15	5																			
6月	5	15	5																			
7月	5	10	5																			
 <p>なんらかのいじめの態様を受けた児童と行った児童の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>被害児童割合</th> <th>加害児童割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>20%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>25%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>20%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>18%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	月	被害児童割合	加害児童割合	4月	20%	2%	5月	25%	6%	6月	20%	1%	7月	18%	2%							
月	被害児童割合	加害児童割合																				
4月	20%	2%																				
5月	25%	6%																				
6月	20%	1%																				
7月	18%	2%																				

※ 取組として該当するものに○をつけてください（複数回答可）。		
(㊦) 未然防止のための取組	(イ) 早期発見・早期対応の在り方	(ウ) 教育相談体制の充実
(エ) 生徒指導体制	(㊤) 校内研修	(カ) PDCA サイクル
(ク) ネットいじめ対策	(ケ) 保護者・地域社会の取組強化	(キ) 児童生徒主体の取組
	(コ) その他 ( )	

## 取組の内容

### 1 無記名式のアンケートの効果についての共通理解

- (1) 「無記名式のアンケートは、被害者や加害者等の個人を特定できないため効果がない。なぜ記名式のアンケートではないのか」という声が教員から聞かれた。校長のリーダーシップの下、無記名式のアンケートの効果とその活用及びいじめの態様をなくすための取組の重要性について教職員の理解を得て、実施に至る。
- (2) アンケートの見方やデータを大切にしながら方策を考える重要性について、折りに触れて研修する。
- (3) 東部教育事務所から指導助言を得たり、富山県で講演された国立教育政策研究所の先生から学んだ成果を全教職員に還元したりして、無記名式のアンケートのよさや未然防止の大切さ等について共通理解を図る。

### 2 児童アンケートの実施及びいじめ未然防止の取組等について

- (1) アンケートの実施
  - ・毎月15日をいじめ0の日とし、全校一斉に無記名式のアンケートを実施する。
  - ・一人一人の児童のアンケートに回答するときの様子をじっくり見て、個別面談に役立てる。
- (2) 集計・分析
  - ・いじめの態様をなくすことが、いじめ0を目指すことにつながる視点で集計・分析する。
  - ・いじめの態様ごとの件数の推移や「いじめの態様を受けた児童数・行った児童数」から、学級の状況を把握する。
- (3) 未然防止の取組及び望ましい学級集団づくりの取り組み
  - ・全校児童の結果と自分の学年の結果及び推移から、学級の状況を把握し、望ましい学級づくりの方策を立てて実践する。

#### ア 「名前+あいさつ」の実施

- ・名前を呼んであいさつをすることで、「自分と同じように相手を大切にする」といった人権意識の高揚を目指す。

#### イ 道徳教育の充実

- ・「わたしたちの道徳」の活用についてPTA総会や学級懇談会の折に説明する。
- ・道徳の時間等で使用した日は、家庭に持ち帰り、保護者とともに読み合う。

#### ウ いじめの四層構造に基づく指導

#### エ 人間関係力育成のプログラムの実施

- ・構成的グループエンカウンターを実施したり、体育科の授業の「体ほぐしの時間」のシェアリングを重視した活動を取り入れたりする。

#### オ 教育相談の実施

- ・定期ばかりでなく、随時面談に力を注ぐ。

#### カ 生徒指導の機能を生かした授業の実施

- ・自己存在感、自己有用感、共感的な人間関係の育成の視点で方策を立て、実践する。

#### キ 児童会のキャッチコピーの浸透

- ・児童会の「元気いっぱい 思いやりいっぱい しあわせいっぱい 前沢小学校」のキャッチコピーに基づいて、具体的な取組を考え、振り返る機会を計画的に設ける。

### 3 教員研修について

- (1) 「いじめの態様の行為をなくすための取組」として何ができるかを、全教職員で「いじめ0を目指して一手引き書」（黒部市発行）を活用して研修し、共通実践している。
- (2) 毎学期いじめ0を目指すために「視点・方策・評価シート」を作成し、PDCAのサイクルで取り組む。
- (3) Q-U調査を活用し、客観的に学級の状況を把握するための研修を行い、学級運営に役立てる。

児童用アンケート【毎月 15 日に実施】

( ) 年 男・女

みなさんは、学校の友達のだれかから、いじわるをされたり、イヤな  
思いをさせられたりすることがあると思います。

そうしたいじわるやイヤなことを、みんなからされたり、なんどもさ  
れたりすると、そうされた人はどうしてよいかわからずにとても苦しい  
思いをしたり、みんなの前ではずかしい目にあわされてつらい思いをし  
たりします。

これからみなさんにしつもんするのは、そうしたいじわるやイヤなこ  
とを、むりやりされたときのことや、反対に弱い友達にあなたがしたと  
きのことについてです。

問1 いじわるやイヤなことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の  
学年になってから学校の友達のだれかから、次のようなことをされたことが  
ありましたか。「1しゅうかんになんども」から「ぜんぜんされなかった」  
までの5つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつ○をつけていっ  
てください。

ア. なかまはずれにされたり、むしされたり、かげで悪口を言われたりした

①一週間に何度も ②一週間に1回くらい ③月に2～3回 ④今までに1～2回 ⑤全然なかった

イ. からかわれたり、悪口やおどし文句、イヤなことを言われたりした

①一週間に何度も ②一週間に1回くらい ③月に2～3回 ④今までに1～2回 ⑤全然なかった

ウ. かるくぶつかられたり、遊ぶふりをして、たたかれたり、けられたりした

①一週間に何度も ②一週間に1回くらい ③月に2～3回 ④今までに1～2回 ⑤全然なかった

エ. ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした

①一週間に何度も ②一週間に1回くらい ③月に2～3回 ④今までに1～2回 ⑤全然なかった

オ. お金やものをとられたり、こわされたりした

①一週間に何度も ②一週間に1回くらい ③月に2～3回 ④今までに1～2回 ⑤全然なかった

カ. パソコンや携帯電話で、イヤなことをされた

①一週間に何度も ②一週間に1回くらい ③月に2～3回 ④今までに1～2回 ⑤全然なかった

問2 では、あなたは、今の学年になってから学校の友達のだれかに、次のようなことをしたことがありますか。「1しゅうかんになんども」から「ぜんぜんしなかった」までの5つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつ○をつけていてください。いじわるやイヤなことには、いろいろなものがあります。

ア. なかまはずれにしたり、むししたり、かげで悪口を言ったりした

①一週間に何度も ②一週間に1回くらい ③月に2～3回 ④今までに1～2回 ⑤全然なかった

イ. からかったり、悪口やおどし文句、イヤなことを言ったりした

①一週間に何度も ②一週間に1回くらい ③月に2～3回 ④今までに1～2回 ⑤全然なかった

ウ. かるくぶつかったり、遊ぶふりをしてたたいたり、けったりした

①一週間に何度も ②一週間に1回くらい ③月に2～3回 ④今までに1～2回 ⑤全然なかった

エ. ひどくぶつかったり、たたいたり、けったりした

①一週間に何度も ②一週間に1回くらい ③月に2～3回 ④今までに1～2回 ⑤全然なかった

オ. お金やものをとったり、こわしたりした

①一週間に何度も ②一週間に1回くらい ③月に2～3回 ④今までに1～2回 ⑤全然なかった

カ. パソコンや携帯電話で、イヤなことをした

①一週間に何度も ②一週間に1回くらい ③月に2～3回 ④今までに1～2回 ⑤全然なかった

平成 26 年 7 月 3 日

保護者 各位

黒部市立前沢小学校

校長 籠 浦 智 彦

## いじめに関わるアンケートの記入について（お願い）

いじめについて総点検し「いじめ0」に向けて教職員が総力をあげて取り組んでいこうと考えています。そこで、保護者の皆様方にもご協力いただき、別紙のアンケートへの記入をお願い申し上げます。

なお、文部科学省からでて「いじめの定義」は、下記のとおりです。

一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの（判断はいじめられた子供の立場に立って行う）

○ 一定の人間関係のある者とは？

学校内外を問わない、いじめられた子供となんらかの人間関係のある者

この定義を基にご家庭でお子さんと話し合いの上、アンケートに記入され、封筒に入れて、7月10日（木）まで各担任へ提出していただきますようお願いいたします。

（記入しにくい場合は、電話またはご来校の上、相談してください）

全教職員の観察や情報、保護者の皆様のご意見を基に、いじめ問題に取り組んでいきますので、よろしく申し上げます。

## いじめに関わるアンケート（保護者用）

1 今の学年になって、お子さんが「いじめられている」と感じたことがありましたか。  
（ はい ・ いいえ ）

2 「はい」と答えられた方に聞きます。

○ 誰からいじめられましたか。

学年、氏名、一人または複数から等、書ける範囲でご記入してください。

○ いつごろの出来事ですか。

○ どんな内容ですか。（あてはまるものに○を付けてください。）

- ア 無視されたり、仲間はずれにされたりした
- イ 何回も冷やかす、からかい、脅し文句、悪口等を言われた
- ウ 物を隠されたり、壊されたりした
- エ 暴力を振るわれた
- オ 嫌なことを無理強いされた
- カ 物やお金をもってこいと言われた
- キ 自分のことについて落書きされた（持ち物に、ネット上に・・・など）
- ク 人のいない所に呼び出された
- ケ 恥ずかしいことをさせられた

自由にお書きください

3 いじめ問題や人間関係について、担任等との話し合いを希望されますか。

（ 希望する ・ 希望しない ）

4 友達がいじめられているということを聞いたことがありますか。

（ はい ・ いいえ ）

どのような内容でしたか。分かる範囲でご記入ください

必要に応じて、ご記入ください。

	児童氏名	
年	保護者氏名	

平成 26 年 7 月 15 日

保護者 各位

黒部市立前沢小学校

校長 籠 浦 智 彦

### 担任等との面談希望について（お願い）

いじめについて総点検し「いじめ0」に向けて教職員が総力をあげて取り組んでいこうと考え、先日アンケートを行いました。お子さんと相談の上、記入していただき、誠にありがとうございました。学校では、アンケートの記載内容について早急に対応してまいります。

つきましては、アンケート項目3「いじめ問題や人間関係について、担任等との話し合いを希望されますか」において、下記のようにお願いします。

「希望する」と記入された方は、学校へ電話連絡をお願いします。日程を調整して、面談を行いたいと思います。

TEL 54-0770

（問い合わせ先 教頭 高岡）

いじめの問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	愛知県	学校名	刈谷市立雁が音中学校 (匿名も可)
学校情報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の別 ( 国立 ・ <b>公立</b> ・ 私立 )</li> <li>・児童生徒数 ( 8 4 9 人 )</li> <li>・学級数 ( 2 7 学級 )</li> <li>・教職員数 ( 5 2 人 )</li> </ul>		

取組の概要	<p>○「いじめ・不登校対策委員会」を週に一回開催し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒や保護者からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織での早期発見・即対応を心がけている。校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。</p> <p>○生徒会が中心となり、いじめ撲滅運動を展開している。今年度は「笑顔輝け！！いじめゼロから始まる明るい雁中」というスローガンを掲げ、いじめ撲滅集会を実施したり、標語やいじめ撲滅ポスターを募集したり、「ありがとうの木をそだてようプロジェクト」として、友人からの思いやりや心遣いを広める運動をしたりなど、生徒自らが主体的にいじめ問題を考える機会となっている。LINEなどSNSによるトラブルがいじめにつながることも多いととらえ、今年度は、それに関わるスライドを制作して、いじめ撲滅集会で話をしたり、関連のあるDVDを視聴したりした。</p> <p>○SNSの使い方や危険性について考える情報モラルの授業を行った。(2・3年)</p> <p>○問題行動が起きた場合、速やかに事実を確認し、教師が一人で抱えることのないよう問題を学年等で共有し、チームで対応に当たっている。その際、校長・教頭も事実関係や状況を確実に把握し、対応を進めている。</p> <p>○いじめアンケートを年3回実施し、それをもとに5分間面接を行い、生徒全員の声を聞いている。アンケートでは、スマートフォンなどの普及に伴い、SNSによるトラブルについても回答するようにしている。アンケートの実施時期は5月と11月、1月である。5分間面接は、アンケートを行ったあとだけでなく、2学期のはじめにも行い、夏休み中の様子を聞くようにしている。</p> <p>○今年度から市内全小中学校で取り組むようになった「スマートフォンや携帯電話等の安全な使い方」の生徒・保護者への啓発に対して、PTAにも協力をいただいている。4月のPTA総会において、PTA会長から保護者に呼びかけていただいた。また、6月20日には保護者を対象としたPTA主催の「ふれあいトークタイム」を行い、刈谷警察の方からの講演会や座談会を開くなど、PTAとともに啓発活動に取り組んでいる。</p> <p>○いじめ防止モニターを、保護者や地域の方をお願いしており、生徒の様子で気になることがあれば報告していただくなど、地域の方にも生徒を見守っていただく体制を整えている。</p>
効果・成果	<p>○「スマートフォンや携帯電話の安全な使い方」のガイドラインの提示を受け、保護者を対象とした啓発活動を行ったり、いじめ撲滅集会や情報モラル授業などで生徒が考える機会を設けたりしたことで、保護者、生徒ともに、その危険性や正しい使い方についての意識が高まってきたようである。SNSのやりとりの中で、暴言やはずしといった行為がいじめにつながるという認識を生徒がもつ機会になった。</p> <p>○いじめアンケートにより、いじめと思われる状況を把握し、対応できたケースもあった。アンケートでは挙がってこない案件もあったが、周りの生徒からの相談でいじめの状況が発覚し、対応に当たれたケースもある。生徒が教師や大人に相談ができる状況、関係づくりを大事にしたい。</p> <p>○教員間での生徒に関わる情報共有や、心配な生徒を把握できるシステムが機能し、迅速に対応に当たれている。</p>

※ 取組として該当するものに○をつけてください(複数回答可)。

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <input checked="" type="radio"/> (ア) 未然防止のための取組 | <input type="radio"/> (イ) 早期発見・早期対応の在り方 | <input type="radio"/> (ウ) 教育相談体制の充実            |
| <input type="radio"/> (エ) 生徒指導体制                | <input type="radio"/> (オ) 校内研修          | <input type="radio"/> (カ) PDCA サイクル            |
| <input checked="" type="radio"/> (ク) ネットいじめ対策   | <input type="radio"/> (ケ) 保護者・地域社会の取組強化 | <input checked="" type="radio"/> (キ) 児童生徒主体の取組 |
|   | <input type="radio"/> (コ) その他 ( )       |  |

○雁が音中学校（愛知県）

- ・「いじめ・不登校対策委員会」を週に一回開催し、早期発見・即対応を心がけている。
- ・生徒会が中心となり、いじめ撲滅運動を展開している。
- ・SNSの使い方や危険性について考える情報モラルの授業を行った。（2・3年）
- ・問題行動が起きた場合、速やかに事実を確認し、教師が一人で抱えることのないよう、問題を学年等で共有し、チームで対応に当たっている。
- ・いじめアンケートを年3回実施し、それをもとに5分間面接を行い、生徒全員の声を聞いている。アンケートでは、スマートフォンなどの普及に伴い、SNSによるトラブルについても回答するようにしている。
- ・今年度から市内全小中学校で取り組むようになった「スマートフォンや携帯電話等の安全な使い方」の生徒・保護者への啓発に対して、PTAにも協力をいただいている。4月のPTA総会において、PTA会長から保護者に呼びかけていただいた。また、6月20日には保護者を対象としたPTA主催の「ふれあいトークタイム」を行い、刈谷警察の方からの講演会や座談会を開くなど、PTAとともに啓発活動に取り組んでいる。
- ・いじめ防止モニターを、保護者や地域の方をお願いしており、生徒の様子で気になることがあれば報告していただくなど、地域の方にも見守っていただく体制を整えている。

## 刈谷市立雁が音中学校 参考資料

○「いじめ・不登校対策委員会」を週に一回開催し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒や保護者からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織での早期発見・即対応を心がけている。校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

○生徒会が中心となり、いじめ撲滅運動を展開している。今年度は「笑顔輝け！！いじめゼロから始まる明るい雁中」というスローガンを掲げ、いじめ撲滅集会を実施したり、標語やいじめ撲滅ポスターを募集したり、「ありがたいの木をそだてようプロジェクト」として、友人からの思いやりや心遣いを広める運動をしたりなど、生徒自らが主体的にいじめ問題を考える機会となっている。LINEなどSNSによるトラブルがいじめにつながることも多いととらえ、今年度は、それに関わるスライドを制作して、いじめ撲滅集会で話をしたり、関連のあるDVDを視聴したりした。

○SNSの使い方や危険性について考える情報モラルの授業を行った。(2・3年)

○問題行動が起きた場合、速やかに事実を確認し、教師が一人で抱えることのないよう問題を学年等で共有し、チームで対応に当たっている。その際、校長・教頭も事実関係や状況を確認しに把握し、対応を進めている。

○いじめアンケートを年3回実施し、それをもとに5分間面接を行い、生徒全員の声を聞いている。アンケートでは、スマートフォンなどの普及に伴い、SNSによるトラブルについても回答するようにしている。アンケートの実施時期は5月と11月、1月である。5分間面接は、アンケートを行っただけでなく、2学期のはじめにも行い、夏休み中の様子を聞くようにしている。

○今年度から市内全小中学校で取り組むようになった「スマートフォンや携帯電話等の安全な使い方」の生徒・保護者への啓発に対して、PTAにも協力をいただいている。4月のPTA総会において、PTA会長から保護者に呼びかけていただいた。また、6月20日には保護者を対象としたPTA主催の「ふれあいトークタイム」を行い、刈谷警察の方からの講演会や座談会を開くなど、PTAとともに啓発活動に取り組んでいる。

○いじめ防止モニターを、保護者や地域の方をお願いしており、生徒の様子で気になることがあれば報告していただくなど、地域の方にも生徒を見守っていただく体制を整えている。



いじめ撲滅集会



いじめ撲滅ポスター



情報モラル授業



5分間面接



ふれあいトークタイム（講演会）



ふれあいトークタイム（座談会）

いじめの問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	三重県	学校名	県立A高等学校
学校情報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の別 ( 国立 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 公立 ・ 私立 )</li> <li>・児童生徒数 ( 639人 )</li> <li>・学級数 ( 16学級 )</li> <li>・教職員数 ( 68人 )</li> </ul>		

取組の概要	<p><b>【いじめ防止方針の作成】</b></p> <p>三重県いじめ防止基本方針策定をうけ、「いじめ防止基本方針」を平成26年4月に作成した。この方針の下、「いじめ防止委員会」を設定し、構成員を、校長、教頭、生徒指導委員会構成委員、人権教育担当、養護教諭とし、必要に応じ学校内外の専門家も加えるものとした。</p> <p><b>【いじめの発生と対処】</b></p> <p>同年5月に部活動の部員間で、約2週間にわたり運動部員2年生の一部が、同じ部員の1年生全員に対し、暴力行為や金銭要求等の行為があったことを被害者の1年生が担任へ相談して発覚した。</p> <p>いじめられた生徒への心的な影響、学校教育活動に対する保護者の信頼への影響、社会的状況を考慮し「いじめ防止委員会」による組織的かつ迅速な対応と解決が必要と判断し、いじめ防止基本方針に沿った委員会を開催することにした。委員は、効果的な対策をねらい、当初の構成員に加え、教務主任、教育相談係、関係生徒の担任、当該クラブ顧問を加えた。また、総合的に対策を推進するためにPTA会長と学校関係者評価委員も加えることとした。いじめ発生時の組織的対応は、生徒指導部を中心とした当事者への指導と保護者への対応と同時並行して、基本方針で策定した流れにそって、今回のいじめ事例を検証し、再発防止を図る目的で「いじめ防止委員会」による取組を展開した。</p> <p><b>【いじめ防止委員会を中心とした取組】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①生徒指導部の聞き取りと全校生徒対象のアンケート実施 (部活動の項目を加え内容を改善)</li> <li>②いじめの実態把握 (アンケート結果からクラス、クラブ活動両面から聞き取り、担任・顧問で検討)</li> <li>③実態の検証(いじめ防止委員会による実態の確認と検証)</li> <li>④いじめ防止体制の充実(今回の方針の検証等をいじめ防止委員会で討議)</li> <li>⑤クラス・各クラブの安全確認(アンケート、チェックリスト、個別面談等で状況確認と報告体制を維持)</li> <li>⑥取組の評価 (いじめ防止委員会構成員による評価を、合議、個別等必要に応じて随時評価)</li> <li>⑦改善点の洗い出しと活動の見直し(年度末の学校評価に合わせて最終の評価を実施) <b>【参考資料参照】</b></li> </ol>
	<p><b>効果・成果</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事件判明後、生徒指導委員会による対応、保護者説明、報道機関対応、クラブ活動の見直し等いじめへの対応が組織的かつ迅速に対応できた。指導継続中であるが、いじめ行為を短期間で防止できた。</li> <li>②委員会に教育長経験者やPTA会長など、教員以外からも構成員を加えたため客観的な意見を取り入れられ、保護者への説明に効果的であった。</li> <li>③委員会で見直すべき点が明確に示され、今回の事件に継続的で効果的な取組が展開可能となった。</li> <li>④年間計画で取組が具体的になり、クラブ、クラス間や人権、生徒指導等、学年と校務分掌を越えて横断的に連携しやすくなった。</li> </ol> <p>また、仕組みとして定着したので、日常的に絶え間なく取り組みやすくなったという意見が多く出た。</p>

※ 取組として該当するものに○をつけてください (複数回答可)。			
(ア) 未然防止のための取組	<input checked="" type="checkbox"/> (イ) 早期発見・早期対応の在り方	(ウ) 教育相談体制の充実	
<input checked="" type="checkbox"/> (エ) 生徒指導体制	(オ) 校内研修	<input checked="" type="checkbox"/> (カ) PDCA サイクル	(キ) 児童生徒主体の取組
(ク) ネットいじめ対策	(ケ) 保護者・地域社会の取組強化	(コ) その他 ( )	

## 部活動でのいじめ対応事例

### 【いじめ防止基本方針の作成】

三重県いじめ防止基本方針策定をうけ、「いじめ防止基本方針」を平成26年4月に作成した。この方針の下、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のため、「いじめ防止委員会」を設置して、構成員を、校長、教頭、生徒指導委員会構成委員、人権教育担当者、養護教諭とした。なお必要に応じて他分掌の教員、心理の専門家、学校関係者評価委員などの外部専門家等も加えるとした。方針を推進するため、担任による学級指導、教育相談、人権教育、生徒指導、教科担任の授業公開、学年別情報交換会等の具体的に連携する指導計画を立て取り組むこととなった。

### 【いじめの発生と対処】

同年5月に部活動の部員間で、約2週間にわたり運動部員2年生の一部が、同じ部員の1年生全員に対し、暴力行為や金銭要求等の行為があったことを被害者の1年生が担任へ相談して発覚した。概略は、ゴールデンウィークの期間を中心に、部活動練習後、2年生5名が1年生13名に対し、ギャグの強要など当人が嫌がる行為の強要と体の一部の肩や腹部、臀部を殴る暴力行為を行っていた。2年生5名のうち3名は1回につき1年生3～4名に対し一人あたり2～3百円の金銭の要求を計2～3回行い、被害者は1年生13名に及んだ。被害生徒に怪我は無く医療行為も不必要であったこともあり、警察への被害届は提出されなかった。この事案を学校から、生徒指導で普段から連携している地元警察署に相談したところ「事件性は無い」と判断された。

しかし、校長はいじめられた生徒への心的な影響、学校教育活動に対する保護者の信頼への影響、社会的状況を考慮し「いじめ防止委員会」による組織的かつ迅速な対応と解決が必要と判断し、いじめ防止基本方針に沿った委員会を開催することにした。委員は、効果的な対策をねらい、当初の構成員に加え、教務主任、教育相談係、関係生徒の担任、当該クラブ顧問を加えた。また、総合的に対策を推進するためにPTA会長と学校関係者評価委員も加えることとした。いじめ発生時の組織的対応は、生徒指導部を中心とした当事者への指導と保護者への対応と同時並行して、基本方針で策定した流れにそって、今回のいじめ事例を検証し、再発防止を図る目的で「いじめ防止委員会」による取組を展開した。概略を順に示す。

### 【いじめ防止委員会を中心とした取組】

- ①生徒指導部の聞き取りと全校生徒対象のアンケート実施(人権教育担当、生徒指導部で内容検討)
- ②いじめの実態把握(アンケート結果に基づき、全生徒のいじめにつながる日常習慣、練習方法を検証するため、担任・顧問からクラス生徒、クラブ部員への聞き取り実施：いじめ検証会議)
- ③実態の検証(①②に対するいじめ防止委員会による実態の確認と検証)
- ④いじめ防止体制の充実(年間計画の見直し、相談しやすい雰囲気醸成、学年・生徒指導・人権・クラブによる情報交換の促進、調査と事実確認に基づいた体質の改善、人権教育の充実、家庭との密接な連携、警察署生活安全課との連携、今回の方針の検証等はいじめ防止委員会で討議)
- ⑤クラス・各クラブの安全確認(クラス、クラブ単位で現状をアンケート、チェックリスト、個別面談等及び教科担任等による観察など、状況確認と報告体制を維持しいじめの未然防止と根絶推進)
- ⑥取組の評価(年間計画の実施に合わせて生徒指導委員会、人権教育推進委員会、学校関係者評価委員会等いじめ防止委員会構成員による評価を、合議、個別等必要に応じて随時評価)
- ⑦改善点の洗い出しと活動の見直し(⑥の評価結果と学期ごとのアンケート結果を踏まえ、実態に合わせた対策にしていく。年度末の学校評価に合わせて最終の評価を実施) (参考資料参照)

### 【取組の中間評価】

まだ取組中の事例ではあるが、いじめ防止委員会の中間評価では次の効果が確認できた。

- ①事件判明後、生徒指導委員会による対応、保護者説明、報道機関対応、クラブ活動の見直し等いじめへの対応が組織的かつ迅速に対応できた。指導継続中であるが、いじめ行為を短期間で防止できた。
- ②委員会に教育長経験者やPTA会長など、教員以外からも構成を組織したため客観的な意見を取り入れられ、保護者への説明に効果的であった。
- ③委員会で見直すべき点が明確に示され、今回の事件に継続的で効果的な取組が展開可能となった。
- ④年間計画で取組が具体的に、クラブ、クラス間や人権、生徒指導等、学年と校務分掌を超えて横断的に連携しやすくなった。

また、仕組みとして定着したので、日常的に絶え間なく取り組みやすくなったという意見が多く出た。

今回は、いじめ発生から間もなく担任に生徒から相談があり、対応が迅速に出来た。相談しやすい体制を更に充実させ、いじめの再発防止、未然防止を図っていくことで、いじめを根絶させたいと思う。

(参考資料)

## いじめ根絶のための指導方針

いじめ防止基本方針を基に今回のいじめ事例を検証し、再発防止を図る

被害保護者へ謝罪、加害保護者と被害保護者の話し合い（謝罪等）（5月10日）

全校生徒集会にて事件概要と、心のケアについて校長講話（5月12日）

いじめアンケートの実施（5月29日実施・全校生徒対象、人権教育・生徒指導で内容検討）

↓

いじめの実態把握（5月中） 6月2日集約

↓ アンケート結果に基づき

いじめにつながる 日常習慣・練習方法の見直し

（クラス生徒・クラブ部員からの聞き取り）←（担任・顧問等）6月3日実施  
検討会議（6月3日）

↓

実態の検証

・生徒指導委員会、学校評価委員会、人権教育推進委員会等いじめ防止委員会構成員による確認と検証 6月17日実施

いじめ防止体制の充実（6月～今年度継続）

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| ①相談しやすい雰囲気醸成       | ②情報交換(学年別、生指、人権、クラブ別) |
| ③体質の改善(調査・事実確認・認知) | ④人権、情報モラル等教育の充実       |
| ⑤家庭との密接な連携         | ⑥所轄警察署生活安全課との連携       |

PTA 役員会報告6月30日（いじめ防止委員会結果報告、今後の方針・対応確認と了承）

↓

クラス・各クラブ「安全確認」（7月9日）全校集会で全校生徒に安全宣言

- ・クラス、クラブ単位
- ・安全確認後、担任、教科担任、生徒指導、人権、クラブ顧問、教育相談が、授業・部活におけるチェックリスト、アンケート、個別面談等で状況確認と報告体制を維持し、いじめの未然防止に努める。

↓

取組の評価（合議、個別等必要に応じて随時評価する）

- ・生徒指導委員会、学校評価委員会、人権教育推進委員会等いじめ防止委員会構成員による評価 中間評価（7月14日）

↓

改善点の洗い出しと活動の見直し

- ・学期ごとのアンケート結果を踏まえ、実態に合わせた対策にしていく。
- ・年度末の学校評価に合わせて最終の評価を行う。

(別紙様式)

いじめ問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	宮崎県	学校名	都城市立東小学校
学校情報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の別(国立・<b>公立</b>・私立)</li> <li>・児童生徒数( 541 人)</li> <li>・学級数 ( 21 学級)</li> <li>・教職員数 ( 33 人 )</li> </ul>		

取組の概要	<p>1 いじめ防止基本方針にもとづき、いじめ事案が発覚した際、校長・教頭・教務主任・当該学級担任・学年主任・生徒指導主事によるいじめ不登校対策委員会で、対応策を協議するとともに、全職員への生徒指導研修会としての報告や協議を行った。さらに、被害・加害児童の保護者だけでなく、PTA役員会を始めとした保護者への報告・対応策への協力と理解を求める場を必ず設定し、全家庭への理解を求める文書も配付した。</p> <p>2 昨年度末策定の本校のいじめ防止基本方針をもとに、A4サイズ資料3枚の「配付用の抜粋資料」を生徒指導部が中心となって作成した。職員への配付と説明だけでなく、4月参観日の学級懇談とPTA総会での校長講話資料として全家庭に配付し、家庭の理解を得るようにした。</p> <p>3 教育相談週間を学期に2回設定するとともに、各学級で「心のアンケート」を毎月必ず実施している。さらに、教室内に児童が随時、自らや友達のこと「気がかりなこと」、「困りごと」、「先生に知らせたいこと」を記入する用紙「なやみ相談カード」を用意し担任に渡せるようにした。これにより、児童がいつでも安心して相談できる体制ができた。</p> <p>4 いじめ事案解決後も、いじめ加害者と被害者への指導・支援を折に触れ行う。さらに、関係保護者との面談や家庭訪問を随時行い、状況や保護者の意向の確認と同時に、学校の指導への理解・協力を得る機会とする。</p>
効果・成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ PTA役員会でのいじめ事案の経過報告、学校の指導内容についての説明を行うことで、保護者の中の家庭・学校と連携したいじめ撲滅への協力的な雰囲気づくりに効果があり、いつでも起こりうることとして高い関心をもって、我が子に声をかけているという保護者の意見が聞かれる。</li> <li>○ いじめの早期発見やいじめ発生の場合の学校の指導と措置などについて、簡潔にまとめた「抜粋資料」を配付したことで、取組やいじめ防止策の意義について家庭の理解が深まり、保護者がいじめをしてはいけないと、我が子に話すきっかけとなったとの保護者の言葉があった。</li> <li>○ 児童が「悩み相談カード」に「友達が一部の男子からからかわれている」と記入して担任に手渡したことで、大きないじめ事案にならないうちに、関係児童への徹底した指導をして、解決することができた。</li> <li>○ いじめ事案解決後も不安感から、終日の授業参加がまだできない被害児童とその保護者に対して、担任や校長が家庭訪問を行ったり、折に触れ面談を行い、児童を励ましたりすることで、担任との関係がたいへん良好で、保護者の考えや気持ちを率直に伝えてもらえる状況にある。</li> </ul>

※ 取組として該当するものに○をつけてください(複数回答可)	
<input checked="" type="checkbox"/> (ア) 未然防止のための取組	(イ) 早期発見・早期対応のあり方 <input checked="" type="checkbox"/> (ウ) 教育相談体制の充実
<input checked="" type="checkbox"/> (エ) 生徒指導体制	<input checked="" type="checkbox"/> (オ) 校内研修 (カ) PDCAサイクル (キ) 児童生徒主体の取組
(ク) ネットいじめ対策 <input checked="" type="checkbox"/> (ケ) 保護者・地域全体の取組強化	(コ) その他( )

### 1 いじめ発覚時の状況

- ・ 2学期実施の「いじめ実態調査アンケート」でAがいじめの訴えをしたものの、加害児童の名前を言いたくないとのことで、担任は学級での全体指導を行っていた。
- ・ 3学期に被害児童Aが腹痛による保健室来室時に養護教諭に、同級生による1学期後半からのいじめを訴える。
- ・ 校長の指導の下、加害児童一人一人の聞き取りを職員が行い、発覚時までいじめが継続していたことが判明する。担任が、両方の保護者にいじめの状況を電話連絡し、翌日校長室での加害者の保護者への詳細の説明と家庭での指導の依頼を行う。
- ・ いじめた側の児童・保護者から被害児童とその保護者への謝罪を行う。

### 2 次年度に向けた対応策

- ・ いじめ防止基本方針の策定を行う。「特定の教職員が抱え込むことなく組織的に対応すること」、「サインを見逃さないこと」などの共通実践すべき取組に関する文言を入れて、職員の共通理解を行った。
- ・ いじめ不登校対策委員会で事実の記録と今後の対策の協議を行う。被害者の心のケアを重視し、次年度の学級編制や教室配置計画で被害児童と加害児童の学級を同じにしないなど接触の機会を減らす工夫や見守りの継続を行うことを被害者の保護者に伝える。
- ・ いじめ事例の発覚とその後の措置に関する「いじめ防止について」の文書を全家庭に配付し、「いじめを許さない いじめをしない」学校づくりへの保護者の理解と協力を求める。

### 3 今年度の取組

- ・ 年度初めに、いじめ加害者の存在への不安感から被害児童が数時間ずつしか登校できない状況について、加害児童の保護者に説明を行い、家庭での一層の指導の徹底と、学校での指導の継続、見守りの継続について確認する。
- ・ P T A役員会でいじめ防止基本方針の策定と、本事案の経過説明を行い「いじめを許さない」取組への家庭の協力をお願いする。
- ・ 昨年度末策定の本校のいじめ防止基本方針をもとに、「抜粋資料」を生徒指導部が中心となって作成した。職員だけでなく、全家庭に4月P T A総会時に配付して説明し十分理解してもらうために、A4サイズ資料3枚にまとめた。総会資料の中に綴じ込んで、学級懇談でも説明するとともに、当日の欠席家庭にも配付し、校長講話とあわせて本資料を配付することで、家庭の理解を得るようにした。
- ・ 教育相談週間を各学期に2回設定し全学級で、担任が教育相談をする。さらに、全学級で児童からの「心のアンケート」を毎月必ず実施している。さらに、教室内に児童が随時、自らや友達のこと「気がかりなこと」、「困りごと」、「先生に知らせたいこと」を記入する用紙「なやみ相談カード」を用意した。担任にそっと手渡す約束になっていて、特に高学年で全体の前では、言えない悩み事を担任に伝える機会として、効果的である。児童からのさまざまな情報が寄せられるようになり、いじめに発展する事案を未然に防いでいる。
- ・ 児童が欠席したら、「その日のうちに電話、2日休んだら家庭訪問」を職員の合い言葉として実践している。いじめ事案の被害者宅には、校長自身も含め担任がこまめに家庭訪問をすることで、児童とも面談などができている。保護者も学級担任の配慮に信頼が厚く、児童の現在の不安感や保護者の考えや気持ちを率直に、担任に伝える状況である。

## 《全国連合小学校長会の取組》

### 【概要】

全国連合小学校長会では、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめ防止基本方針」を踏まえて、従前から各学校で行ってきた「いじめ問題」への取組について、その見直しを図ることを各都道府県小学校長会を通して各学校に働きかけてきた。各学校においては、国の「いじめ防止基本方針」や自地区の教育委員会等が策定した「いじめ防止基本方針」等を参酌して、学校としての「いじめ防止基本方針」の策定をはじめとして新たな「いじめ問題」への取組を行ってきているところである。

学校が「いじめ問題」の取組で目指していることは、児童が楽しく、安心して学校生活を送ることができる、「いじめのない学校づくり」である。そのため、各学校では自校の「いじめ防止基本方針」に基づいて、未然防止・早期発見・早期解決に力点を置いて取組んでいることが多い。ここに、その取組の事例を紹介して、学校として今後の取組の参考していただきたい。

### <未然防止のための取組>

札幌市立山鼻南小学校の事例

- ・子どもへの指導：アンケートによる実態把握
- ・「いのちの学習」の授業実践
- ・情報モラル教育の取組
- ・保護者との連携：学年・学級通信の充実
- ・「学び合い」を核とした授業づくり

上越市立東本町小学校の事例

- ・「いじめを見抜き、許さない態度」を育てる授業づくり
- ・「心の居場所となる学級・学校づくり」：全校による「ソーシャルスキル教育」の実施
- ・教職員・学校間の行動連携の強化：教員研修、中学校区として取組

大田区立蒲田小学校の事例

- ・平成 26 年度の取組について
- ・学校の「いじめ防止基本方針」

### <未然防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方>

大津市立青山小学校の事例

- ・学校としての未然防止の基本的な考え方：未然防止、早期発見、いじめへの対処
- ・「いじめ対策委員会」の設置
- ・いじめ防止等に向けた年間計画

### <ネットいじめ対策>

静岡市校長会

- ・「正しいネット・コミュニケーションリテラシーを学ぼう」  
校長自らが、LINEの仕組みや特性を知り、正しいネット・コミュニケーションリテラシーを学ぶことで、生徒指導並びに職員指導に活かすことをねらいとした研修会

# いじめ防止の取り組みについて

札幌市立山鼻南小学校

## はじめに

近年、いじめを原因とした痛ましい報道が多く見られる。本校においても、こうした報道に接するたびに、いじめの芽は日常至る所にある、という認識を新たにしているところである。こうした認識のもと、今年度は、いじめ防止基本方針を策定し、未然防止と早期発見のために、いじめを起こさない環境作りや悩みを相談しやすい環境作りを進めている。本稿では、具体的にどのような対応をしているかについて、述べていきたい。

## 子どもへの指導

### 1. アンケートによる実態把握

本校では、「やまなみっこアンケート」と題した児童の意識調査を実施している。また、札幌市教育委員会による「いじめや悩みについてのアンケート」も毎年実施している。どちらも記名式で全員提出を基本とし、内容が重複しないように工夫している。

やまなみっこアンケート（学校独自）

未然防止の観点を中心とした内容

- ・頑張っていきたいことや不安なこと等
- ・回収後内容を確認し、自己肯定感の把握・頑張りたいことや不安な事へ対応し、学級集団作りに活用していく。

いじめや悩みについてのアンケート（市教委）

早期発見の観点を中心とした内容

- ・いじめられたことや見たことはあるか等
- ・回収後は集計し、市教委に報告。課題のある児童への対応や保護者との連携を図っていく。

やまなみっこアンケートについては、2学期と3学期のスタート時に、いじめや悩みについてのアンケートは11月頃と、年間3回のアンケートを実施している。文字の消された痕跡などにも注意し、未然防止と早期発見に役立てている。

年 組 名 前 \_\_\_\_\_

あてはまるところに を付けてください。 はいくつ付けてもかまいません。くわしく書くことがあれば、「そのほか」や6番の □ のなかに書いてください。

1、2学期について、楽しみなことやがんばってみたいことはなんですか？  
 ア、友達との出来事    イ、委員会（4年生は係・当番活動）    ウ、勉強  
 エ、学級で計画している集会や遊びなど  
 オ、学習発表会・しなのき遠足などの行事    カ、PTA行事（ふれあいまつり）  
 キ、そのほか \_\_\_\_\_

2、勉強についてがんばりたいことはどんなことですか？  
 \_\_\_\_\_

3、2学期のことで不安に思っていることもあると思いますが、あるとしたらどんなことですか？  
 ア、友達のこと    イ、勉強のこと    ウ、学級のこと    エ、行事のこと  
 オ、少年団や習い事のこと    カ、家のこと    キ、特にない  
 ク、そのほか \_\_\_\_\_

4、心配なことや困ったことなどを相談する相手として、担任の先生の他に相談できそうな先生を3人書いてください  
 \_\_\_\_\_ 先生    \_\_\_\_\_ 先生    \_\_\_\_\_ 先生

5、友達のこと困ったことがあったとき、どんなことを心掛けていますか？  
 ア、気にしないようにする    イ、本人と直接話して解決しようとする  
 ウ、別の友達に相談する    エ、先生に相談する    オ、家の人に相談する  
 カ、先生や家の人ではない周りの大人の（児童会館の先生や習いごとの先生など）に話す  
 キ、電話相談を利用する（チャイルドラインなど）    ク、特ににもしない  
 ケ、そのほか \_\_\_\_\_

6、これまでの疑問のくわしい内容や、先生に伝えたいこと、困っていることがあったら書いてください。  
 \_\_\_\_\_

< 実際のアンケート用紙 >

本校の教育目標である「ねがいに満ちる学校」にせまる手立てとしても活用できるように、楽しみなことや頑張りたいことから回答する内容にしている。また、「担任の先生以外なら、どの先生に相談できそうか。」「困ったことがあったらどうするか。」とシミュレーションする内容を盛り込むことで、本当に困ったときに役立てることができるよう配慮した内容にしている。

「2学期のことで不安に思っていること」の項目で「友達のこと」と回答した子に対して、早めに面談の機会を設定して学年で対応を検討するなど、担任が一人で抱え込まずに学年や担任外・管理職も含めた職員集団で対応するきっかけにしている。

2. 「いのちの学習」の取組

生命・人格・人権の尊重、お互いの違いや個性の認め合い、自分の体や成長についての科学的な認識、性に関する意志決定や適切な行動選択をねらい、「からだ」「いのち」「生きる」の3領域から「いのちの学習」年間指導計画を立て、実践している。

の設定に留意した。指導案や指導資料は校務用サーバーや保健室など、教職員がすぐにアクセスできる場所に保管してある。また、事前に養護教諭と担任で打ち合わせを行い、養護教諭や担任外の教師も必要に応じて指導に入る。指導後は各学年で反省し、次年度に向けて内容の改善を図るようにしている。

< 3年生：「見つけたみんなのよいところ」の実践 >

山鼻南小学校「いのちの学習」(性に関する指導)年間指導計画			
<b>1. ねらい</b> 生命の尊重、人格・人権を尊重する心育てる。 お互いの違いや個性を認め合える心育てる。 自分の体や成長について科学的な認識育てる。 性に関する諸問題に対して、適切な意志決定や行動選択ができる態度育てる。		<b>2. 指導時期・時間</b> ・学校活動2時間 ・実習時間、いのちの学習期間6月・10月 6月3日(火)～6日(金) (の指導内容) 10月7日(火)～14日(火) (の指導内容) 各学年に於いて他教科との関連を考慮しての変更可	
<b>3. 各学年の指導内容</b> 指導のねらいを達成するために、からだ、いのち、生きるの3領域から指導計画を立てた。			
学年	からだ	いのち	生きる
1年	体はみんなの宝物 ・体の清潔 ・性差の役割と命の大切さ ・遊びの約束	いのちの学習(リボン)でつながり1個目の指導時間内に含める	いっしょに育てる子 ・性別が異なる子 ・性別が異なる子 ・性的な理解なし
2年	男の子、女の子 ・お父さんとお母さんの体 ・あかちゃんをつくるのが大きい ・自分の体にもある同じくみ	命をつなぐってんだ ・命の始まり ・父親や祖父のつながり ・家族の愛情	身近な人々に支えられながら自分が成長してきたことに気づく
3年	ぼく、わたしのたんじょう ・命の始まり ・あかちゃんの成長の様子としくみ ・あかさんの気持ち	見つけた！みんなのよいところ ・個性の尊重 ・その人らしさ、自分らしさの発見と認め合い	保健(毎日の生活と健康) 4月 6時間 ・毎日の生活と健康 ・健康の大切さを認識し、健康に良い生活について理解することができる
4年	大人に近づいて ・第二次性徴の男女の違い ・命を伝えるしくみ ・息、いやりの心	同じか、男子と女子って？ ・個人差 ・個性の認め合い ・協力し合う心	保健(青春(体とわたし) 2月 4時間 ・大きくなってきたわたしの体 ・よりよい成長のためには食事、休養と睡眠、運動が大切である ・おとなに近づいて ・体の中の変化、月経、排卵、個人差
5年	生命の誕生 ・命の始まり、受精 ・胎児の成長と出産	わたしたちとはばこ ・成長期の体に及ぼすばこの害 ・ニコチン、タールって？ ・たばこを吸おうと誘われたとき	理科(人の誕生-受けつがれる生命-) 10月 8時間 人のたん生 ・受精した人の卵は母親の体内でどのように育っていくのだろうか
6年	エイズを知る ・病状についての知識 ・差別、偏見の現状 ・他の病気や障害への理解	お母さんの思い ・携帯電話による被害 ・携帯電話の適切な使い方 ・携帯電話による被害を避けるための態度と行動	保健(病気の予防) 4月 4時間 ・病状とそのとり方 ・病原体と病気の関係 保健(病気の予防) 11月 4時間 ・生活の仕方と病気 ・教員の進、たばこの害、薬物乱用
<b>4. 指導案と指導資料について</b> ・経営部で作成した指導案と指導資料を各学年で事前検討し、実際に合わせて使用する。 ・指導後は各学年で反省し、次年度に向けて指導内容の見直しをしていく。			
<b>5. 課題と対応について</b> ねらいや内容についてより等得知し、保護者の理解を得ると共に、課題の状況なども把握し、十分な配慮のもとに指導を進めていく。			

< 年間指導計画 >

低学年では、主に自分の体に関する内容、中学年では第二次性徴や個人差の意識、高学年では携帯電話やたばこについてなど、作成に当たっては、発達段階に応じた課題

学習指導案(3年生)

1. 題材名 「見つけた！みんなのよい所」
2. 指導目標 一人ひとりには個性や違いがあるが、人それぞれのよさを認め合い、自分自身を、そして、友達も大切にすることを育てる。
3. 本時の展開

おもな学習活動	教師の関わり
ジャイアンとスネ夫の裏返しの絵を見て だれかな？ ジャイアン！ スネ夫だ！ どうしてわかったの？ 太っている 髪形わかる ジャイアンって、どんな人？ ・乱暴、歌がへた、いばる ・声がうるさい	絵：裏返しのジャイアンとスネ夫 絵をおもてにする
今日の勉強は 見つけた！みんなのよい所 ジャイアンのよい所を見つけよう 教室のみんなを考えてみよう 君のよい所を見つけよう ・泣いている人をかばう ・優しい、乱暴だけれど謝る	2人を前に出し例にする (ちょっと乱暴な子も例にした方がこの後が続きやすい)
グループでやってみよう あなたのよいところは？ (より)	よい所を見つけた子を認めてあげる。 悪い所が目につきやすいが、見方を変えれば良い所が見えてくることを理解させる。
書き終わったらその人にシートを戻してね なんて書いてあるのかな？自分のよい所を読んでください A君 ・絵がうまい・優しい・スポーツが上手 Bさん ・みんなを楽しくしてくれる・性格がいい・足が速い	名前を書いたワークシートをグループ内で回す(よい所に、得意なことや性格も含む)
お母さんからの手紙を読むよ(資料1) よい所を書いてもらってうれしいな、うれしいな。	

この活動は、子どもの個性や違いを認め合い、自分自身を、そして友達も大切にすることを育てることをねらいとしている。実際には、ドラえもんキャラクターであるジャイアンとスネ夫の良いところに気付かせ、友達の良いところにも気付かせていく流れになっている。



<実際の板書>

授業の後半には、ワークシートに友達の良いところを書かせて交流する活動や、事前をお願いしておいた保護者からの手紙を紹介する時間を設定した。

この学習によって、友達一人一人に良さがあることや、自分では気付かなかった良さを友達が見つげてくれること、保護者の自分に対する思いなどを改めて感じる事ができた。

定をして、「おどおどさん」「いばりやさん」「さわやかさん」の3通りの対応をロールプレイした。



同じ事を伝えるにも、言葉の選び方で受ける感じが大きく異なることや、言葉だけではなく、表情や仕草でも気持ちが伝わることを実感的にとらえることができた。こうしたアサーショントレーニングを1年生だけでなく、場面や状況を変えて全ての学年で実施している。このことにより、一方的に強い言葉で自分の意見を通そうとする子が減ってきたと感じている。

<1年生:「じょうずにきもちをつたえよう」の実践>

段階	指導内容	児童の活動	指導上の留意点	資料	アサーションは、はじめにねらいを伝えることが大切です。
5分	導入 今日の勉強は、上手な気持ちの伝え方についてです。				
10分	展開 みんなは毎日、どんな話し方をしているか、考えたことある？ どんな話し方があるかな、プリントを見てみよう。 質問があるね、この質問を1番、2番、3番の話し方で答えてみるよ。誰か、質問してくれる？	学習シートを見る 手を挙げる 当てられた子が読む	質問の面を見させる。 相手役は担任でよい、返事の仕方は別紙。 1つの質問に1人だけではなく、何人かに当ててもよい。	質問が書かれた学習シート配布	もし、余裕があれば子ども同士でロールプレイしたいが
10分	中心課題 みんなは、どの返事の仕方が好きかな？いやだったのはどれかな？それはどうして？	発表する。	グループで話して発表(例)しても良いし、個別に発表しても良い。	黒板に1,2,3のカードを貼る。その下に似た意見をまとめ、出た意見を全部捨てる。	
5分	まとめ 1番、2番、3番の言い方に名前をつけたら、どんな名前になるかな？	発表する。	発表する。		統一するため、いばりやさん、おどおどさん、さわやかさん、という名前にまとめていけると良いが、無理なら他の言い方でもよい。
10分	まとめ 自分が、一番好きだった返事の仕方をシートの裏に書いてみよう。理由も書いたら、書いてね。 今度は、自分も三つの話し方をし、どんな気持ちになるか考えられるといいね。	学習シートに書く	適当でない意見も、教師がアサーションの練習のつもりで対応してあげる。	学習シートは回収	学習シートの裏面
5分	まとめ 無理に書かせなくても良い ロールプレイできたらここは省略				

この活動はアサーションの技法を取り入れ、相手の気持ちも考えながら自分の気持ちを適切に表現することをねらいとしている。消しゴムを貸してほしいとき、遊びに誘われたけれど断りたいときなどの場面設

3. 情報モラル教育の取組

携帯電話をはじめとするデジタルデバイスの普及はめざましいものがある。実態調査を行うと、本校においても携帯電話の所持率は高くなりつつある。また、音楽プレイヤーや携帯ゲーム機でもインターネットに接続できる状況は、twitter や LINE、Facebook などのソーシャルメディアと子どもとの距離をますます縮めつつある。

こうした状況を踏まえ、これまでは携帯電話会社と連携して「ケータイ安全教室」を実施してきたが、今年度からはさらに一歩踏み込み、講師を招いて保護者向けの研修会を実施する。さらに、民間企業の協力で「情報モラル」についての児童向け出前授業を実施していただくことにした。

また、情報教育カリキュラムの見直しを

図り、情報モラルに関する内容を全ての学年に、系統的に取り入れている。

	情報活用実践力	情報モラル教育	活用機器・操作の目安
低学年	<p><b>&lt;しらべる&gt;</b> ・直接体験やメディアから、大切な情報に気付く。</p> <p><b>&lt;まとめる&gt;</b> ・自分の思いや考えを、絵や文章で表現する。</p> <p><b>&lt;つたえる&gt;</b> ・自分の考えや気持ちを、周りの人に話したり、書き表したりする。</p>	<p><b>情報安全</b> ・あんな簡単なネットのつかいかた(A-10)&lt;2年&gt;</p> <p><b>情報発信</b> ・取り扱いはなし</p> <p><b>情報社会の形成</b> ・ルールやマナーをまもる(C-08)&lt;1年&gt; ・ひとのさくひんをたいていにつする(C-09)&lt;2年&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータと周辺機器の名前</li> <li>・起動と終了</li> <li>・マウスの使い方</li> <li>・お絵かきソフトの起動と終了(ジャストスマイル)</li> <li>・保存の仕方</li> <li>・実物投影機の使用</li> <li>・印刷は教師の操作で行う</li> </ul>
中学年	<p><b>&lt;しらべる&gt;</b> ・メディアから必要な情報を見つけ出し、メモをしたり、コピーしたりして収集できる。</p> <p><b>&lt;まとめる&gt;</b> ・自分の考えや思いをはっきりさせ、絵や写真などに文章を添えてまとめる。</p> <p><b>&lt;つたえる&gt;</b> ・発表会や交流会で、自分の考えを筋立てて話すことができる。</p>	<p><b>情報安全</b> ・不適切なWebに遭遇したときの対処法(A-01)&lt;3年&gt; ・IDとパスワードの役割(A-03)&lt;4年&gt;</p> <p><b>情報発信</b> ・文字だけで伝える楽しさや難しさ(B-01)&lt;3年&gt; ・掲示板を使うときに気を付けること(B-02)&lt;4年&gt;</p> <p><b>情報社会の形成</b> ・写真と肖像権(C-01)&lt;3年&gt; ・著作権の概念をしる(C-02)&lt;4年&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルカメラの使い方</li> <li>・共有フォルダと個人フォルダの違い、使い方</li> <li>・キーボードの使い方</li> <li>・ローマ字入力を基本にワープロソフトの使い方</li> <li>・ジャストスマイル</li> <li>・音楽ソフトの使い方</li> <li>・シンガーソングライター</li> <li>・インターネットの使い方</li> <li>・教師がショートカット集を作成</li> <li>・液晶プロジェクタの操作</li> <li>・電子黒板の操作</li> </ul>
高学年	<p><b>&lt;しらべる&gt;</b> ・情報収集の手段を選択し、自分に必要な情報を得ることができる。</p> <p><b>&lt;まとめる&gt;</b> ・周りに伝えることを意識し、機器の特性を考えて活用し、まとめる。</p> <p><b>&lt;つたえる&gt;</b> ・自分にあったメディアを選択し、情報を伝える。</p>	<p><b>情報安全</b> ・なりすまし(A-02)&lt;5年&gt; ・個人情報やうばうサイトを見抜く(A-05)&lt;6年&gt;</p> <p><b>情報発信</b> ・情報を発信するときの責任(B-04)&lt;5年&gt; ・ネット上での情報が広がる仕組み(B-05)&lt;6年&gt;</p> <p><b>情報社会の形成</b> ・著作物の利用(C-03)&lt;5年&gt; ・ネット依存症(C-04)&lt;6年&gt; ・架空請求と不当請求(C-05)&lt;6年&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットでの検索の仕方</li> <li>・プレゼンテーションソフトの使い方</li> <li>・ジャストスマイル</li> <li>・電子模造紙の活用</li> <li>・コラボノート</li> <li>・わいわいレコーダー</li> <li>・動画の扱い方</li> <li>・デジタルカメラ</li> <li>・各種ファイルの保存、コピー、移動</li> <li>・マルチメディアを活用した発表資料作成、プレゼンテーションの仕方</li> </ul>

<本校の情報教育カリキュラム>

ネットワークの向こう側にはいろいろな人がいること、何気ない言葉一つで大きな問題になることもあるなど、ネットワークの世界は不特定多数の人が利用する「公共の場」であり、学校の廊下にある掲示板と同様であることを学習していく。このことにより、いじめなどのトラブルにつながるようなメディアの利用方にかかるブレーキを育てることができると考えている。

4. 外部との連携

北海道警察本部では、生活安全課が主体になって「非行防止教室」を実施している。本校でも、以前は「薬物乱用防止教室」として実施してきたが、今年は「いじめの防止」の内容で実施している。これは、悪口

や暴力が「罪」になること、集団で特定の個人を攻撃することは許されないこと、軽い気持ちで始めたことがエスカレートしてしまう場合が多いことなどの内容を、現職の警察官にお話しいただくものである。



<警察官による講話>

実際に起こった「いじめ」につながる例や、様々な被害を具体的に教えていただき、大変有効な時間になった。

・保護者との連携強化

1. 学年・学級通信の充実

ここまで述べてきたことは、いずれも「学校の中」で取り組んでいる内容である。しかし、いじめへの対応をより効果的にしていくためには、家庭との連携を強めていくことも重要になる。

本校では「保護者との気脈を通じる」ことを重要視している。そのための重要なツールとして学年だより・学級だよりの充実を図ることを心がけている。ただ単に学級の子どもの事実を伝えるのではなく、その背景にある子どもの心のもち方や大人としての関わり方など、事実の裏に見えることまで踏み込んで伝えていくことを意識し、お互いに見合いながら「より充実したお便り」の発行を目指している。



< 学級通信より >

## 2. 相談体制の充実

いじめの対象になりやすい子どもとして、特別な配慮を要する子の存在がある。こうした子どもへの早期対応と適切な支援が重要だと考える。そのためにはまず、日常的に学級担任同士やT Tに入る担任外教師で「ちょっと気になる子」を話題にし、互いに意識することが大切だと考えている。そこからスタートし、必要がある子には積極的に組織的な対応ができるような体制づくりを心がけていく必要がある。具体的には、保護者とスクールカウンセラーとの面談の場を設ける、教育相談において外部の専門機関への相談を勧めるなど、子どもをより理解するという観点から働きかけるようにしている。

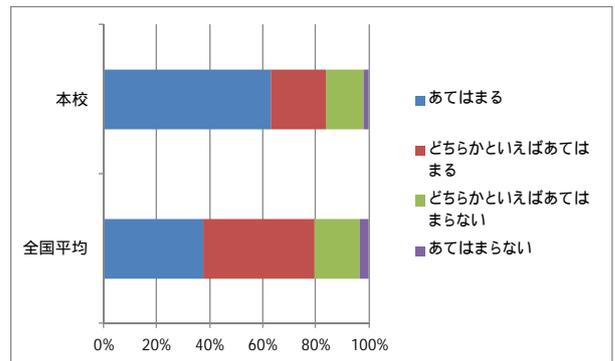
また、教師の子どもを見る目や、子ども理解にかかわる研修を深めることで、学校全体で総合的に子どもを把握するとともに、そのことをもとに保護者に働きかけたり、子育ての悩みについて共感的に受け入れられたりすることができるようになりつつあ

る。保護者にとっての「学校に対する敷居」を低くすることで双方の情報を共有し、いじめの早期発見や人間関係を形成する力を培おうと考えている。

さらに、日常的に子どもの「ちょっとした変化」を話し合える職員室の雰囲気を作っておくことや、専門家を招いての「子ども理解」の研修会などを通し、教師の力量を高めていることも重視している。

## ・「学び合い」を核にした授業作り

6年生で実施した全国学力学習実施状況調査においての「普段の授業では、学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていると思いますか」の設問では、「あてはまる」と答えた子の割合が全国平均の37.7%に対して本校では63.3%と、大変高い傾向を示した。



この結果の一番の要因は、本校の研究活動にあると考えている。本校では、子ども同士が授業で学び合い、子ども人間関係を形成することを核にして研究を進めている。「自分の考えはあるが、他者との関わりを通し、その考えを吟味し、高められる子は少ない」「様々な考えを比較検討し、よりよいものを判断する力が弱い」という子どもの実態に基づいての研究である。「日常の授業を通して学級の子どもを育てる」という理念のもと、お互いの考えを尊重し認め合うこと、異質な考えを排除せず多面的な見方をすることなどを大切にしている。

目の前の子どもの姿から研究をスタートし、日常の授業で「多様性を生む・認める」ことや「理解・共感・関係付け」を大切にしていくなこと、発達段階に応じた「学び方」と、教科として「育てたい力」を積み上げていくことを大切にしながら研究を構造化したものが、下の研究構造図である。



<今年度の研究構造図>

このように、お互いの見方・考え方を尊重し、学びあう学習を日常的に実践していくことが、学力を向上させるのみならず、学級の親和的な風土を形成し、いじめを未然に防止する力になると考えている。

・まとめ

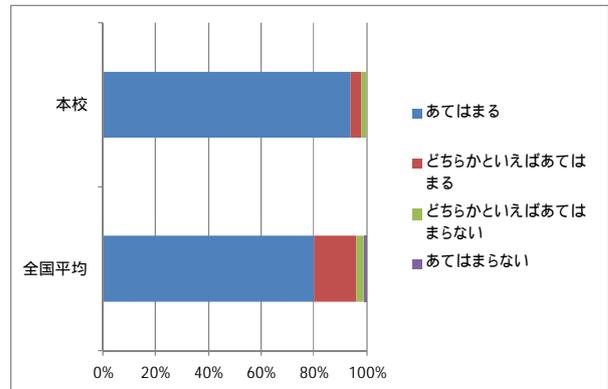
これまで述べてきた取組は、目新しいものでも特別なものでもないと考えている。むしろ、一つ一つはどこの学校でも取り組まれている「当たり前」の内容ではないだろうか。

しかし、こうした「当たり前」のことをおろそかにせず、全職員で、しっかりと徹底することの重要性を再認識している。

まずは我々教職員が、こうした「当たり前」を積み上げることが「子どもの心のよりどころを作る」ことにつながるという考えを共有し、子どもに向かって毅然とした姿勢で取り組むことが大切だと考える。

また、子どもとの信頼関係を作るために、我々自身が柔軟な姿勢と鋭いアンテナを張り巡らせること、子どもや保護者の訴えに対しても常に「傾聴の心」をもって接することも重要視している。

4月に行った、保護者向けの「学校教育説明会」では、「全ては子どものために」という言葉を最後に述べた。日常の教育活動を、子ども本位に見つめ直し、真摯に取り組んだ結果として、次のデータをご覧ください。



これも、全国学力学習実施状況調査のデータである。「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。」の設問で、「あてはまる」と答えた子は、全国平均の79.9%に対して本校では94.0%と、ここでも大変高い傾向を示した。これまでの6年間という期間を過ごした本校での取組を、6年生の子どもたちがきちんと受け止めていると思われ、意を強くしているところである。この結果に安心することなく、「当たり前」の取組をさらに充実させていきたいと考えている。

## 「いじめの問題に対する取組事例」

新潟県上越市立東本町小学校  
校長 磯貝芳彦

### 1 はじめに

いじめが遠因となって、自らの命を絶ってしまう現実や不登校に陥って現在も登校できないでいる子どもがいる現実がある。いじめは、人間にとって最も尊い命と全ての人に保障されている基本的人権に関わる問題である。命と基本的人権を守り、一人一人の児童に夢と希望を与えていくために、学校教育の役割は極めて重要である。

ところで、平成25年6月28日、「いじめ防止対策推進法」が公布され、その基本理念において、「いじめが全ての児童等に関係する問題であること」「全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように」と示されている。また、第十五条では、学校におけるいじめの防止について明示されている。今回、法整備されたことの意味を鑑み、私たちは今まで以上に認識を新たにし、危機意識と当事者意識をもってこれまでの取組を新たな視点で見直し、いじめの未然防止及び深刻化を招かないための取組を充実させていく必要がある。

さて、当校は、児童数365人、17学級（内、特別支援学級4学級）である。「いじめは、いつでも起こりうる問題である。未然防止の取組はもちろんであるが、深刻化を招かないように早期発見・即時対応で臨む。」を基本方針に日々取り組んでいる。「あなたがいて、わたしがいる」は当校の合い言葉であり、この言葉には、「互いを尊重し合い、立場や状況におもいを巡らしながら、共に豊かな生活が送れるように」との願いが込められている。その具現化に向けて、6年間の長期的視野に立ち、児童の思考の発達段階等に応じて、身の回りにある人権課題及び社会生活に見られる人権課題を、意図的・計画的に取り上げて指導を積み重ねている。また、授業での学びを深め、一人一人の確かな実践力の育成を目的に、異学年交流を取り入れた全校体制による取組及び保護者・地域との行動連携を視野に入れた取組を推進している。

いじめ問題を中核に据えながら、様々な人権課題を取り上げた指導との関連を図りながら、教育活動全体を通した取組を展開している。この取組によって、日々の実生活の中で、児童自らが問題点に気付き、いじめの未然防止に向けて行動のみならず、人としての在り方・生き方を考える力の育成していこうと考える。

以下、具現化に向けての取組について述べる。

### 2 未然防止に向けた取組

#### (1)「いじめを見抜き、許さない態度」を育てる授業づくり

「いじめは、してはいけないこと」との認識は、どの子どもも持っている。しかし、心のアンケートや日々の生活場面において、相手に対する決めつけや一方的な見方で言動が荒くなったり、地域での遊びや社会体育において他を排除したりする傾向がある。当然

## 全国連合小学校長会【事例2】

のことながら大人がいる場面では、そのような行為は見られない。しかし、見えない部分で気になる状況があると言うことは、学校での学びが実生活での行動に十分結び付いていない状況を表す一面とも言える。

そこで、一人一人の児童にいじめを許さない態度、どのような状況であろうとも相手の人権を尊重する意欲と態度、いじめ解消に向けての確かな実践力をより一層高めていくことが必要と考え、6年間を見通した指導の充実を図っている。そのための最も重要な場が、意図的・計画的、継続的な授業の推進と位置付けている。

当校では、「人権」をテーマに教育課程の編成・実施・評価・改善に取り組んでいる。児童を取り巻く環境に急激な変化があること、いじめが大きな社会問題になっていること、新たに法整備がなされたこと等を受け、より実態に即した指導の推進に向けて各種指導計画及び取り扱う資料の見直しと検討・改善を図った。表1は、いじめを中核とした取り扱う人権課題を示したものである。

**表1 【取り上げる人権課題と今年度の指導の重点】**

取り上げる人権課題	1年	2年	3年	4年	5年	6年
いじめ・仲間外し						
体・性など差別につながる可能性のある問題						
障がいのある人に対する差別						
高齢者に対する差別						
職業差別						
外国にルーツをもつ人への差別						
病気にかかった人への差別						
同和問題に関する差別						

最重点指導事項

重点指導事項

授業においては、いじめに関する知識的理解を図ることはもちろんのこと、価値的理解及び技能的理解を図る取組として総合的な学習の時間及び特別活動等における体験活動との関連も図っている。

具体的な授業に際しては、児童が取り扱う内容を「自分事」としてとらえられるように、特に資料選定と、児童が切実感をもてるように構成及び内容の吟味を重視している。また、科学的な見方・考え方で社会事象を思考する力や公正公平に判断する力、不正を憎む正義感等を高めていけるように、指導過程・発問等の工夫にも取り組んでいる。

### 実践例1

第2学年1組 学習指導案	
1 主 題	いじめを傍観しない
2 ねらい	いじめられる「たかし」の気持ちと学級の友達の態度について考えることを通して、いじめを傍観することの不当性に気づき、いじめの

解決に向けて自ら行動しようとする態度を育てる。

### 3 学習を進めるにあたって <資料名：たかさんのズボン>

児童は、いじめや仲間外しは絶対にしてはいけないことだと学んでいる。しかし、友達同士の間からかいに気付いても「自分には、関係ない。」「自分は何もしていない。」「かかわりたくない。」と、見て見ぬ振りをして行動を起こさないことがある。

そこで、傍観的な態度が差別（いじめ）を助長させ、つらい思いをしている友達の心をずっと傷付けたままにしてしまうことに気付かせ、解決に向けて自ら行動していこうとする確かな実践力をはぐくんでいく。（以下、展開案略）

#### 資料

##### 前半

体育の時間が終わって、教室へ帰った時のことです。てつおさんが、床に落ちてほこりまみれになったたかさんのズボンを指差して、

「たかさんのズボン、ほこりだらけ。」

と言いました。てつおさんは、声が大きくて力の強い男の子です。てつおさんは、たかさんのズボンをひろ子さんの机の上に投げました。ひろこさんも、きたなそうにズボンを拾って投げました。ズボンは、友達のところへとんで行きました。とんできたら投げ、とんできたら投げ、その繰り返しでした。たかさんは、何も言えずにその様子を見ていました。

まさおさんは、止めようと思いましたが、できずにだまっていました。そのうちに、たかさんの目から、涙がぼとぼとこぼれ落ちました。まさおさんは、教室を見回しました。投げられているたかさんのズボンを見ながら、笑っている人がいました。知らん顔をして本を読んでいる人もいました。たかさんをじっと見つめている人もいました。けれども、だれも止めませんでした。

（以下、資料後半略）

当校では、授業においていじめ問題を取り上げる際、児童には構造を「いじめる人（いじめを強要する人を含む）、いじめられる人、いじめを傍観する人」ととらえさせている。実際の指導においては学級実態を考慮して、どの立場に対する指導を中心に据えていくかを検討し、授業構成を行う。

事例1は、第2学年での授業であり、傍観する者に焦点を当てて構成している。いじめにおいては、傍観者もいじめる側であり、周りではやし立てる行為も同様である。低学年の段階からの指導が重要であると考えて指導を重ねている。

いじめをテーマにした授業においては、傍観者になる場合が多い実態があるわけだが、そこに視点を当てた授業に重点化を図っている。また、児童の学びを深化させていくこと、保護者の意識を高めていくこと等を目的として、いじめに結び付く事例（表1）をもとにした全クラス授業公開を実施している。

これらの指導は道徳の時間を活用することもある。しかし、当校では、学びの深化を図るため、学年の状況に応じていじめ問題や様々な人権課題を取り上げた指導を年間9

～10時間程度を特設し、6年間で60時間の学びの場を設定している。

(2) 心の居場所となる学級・学校づくり

いじめの未然防止には、一人一人の自己有用感を高めていくことが大切である。その中心となる場が学級であり、学級づくりはいじめ未然防止及び早期発見・即時対応を行う上で重要な役割を担っている。

児童にとって学級は、学校生活の大半を過ごす生活空間であり、そこには集団を形成する仲間がいる。学級における学習や活動等において、人としての在り方・生き方を実感として学ぶことができる場でもある。「一人一人が大切にされている」「支え合う仲間がいる」「ここにいるとほっとする」等が感じられるようにしている。そのため、個の違いをよさや豊かさとして実感できるように配慮したり、1日の生活の振り返りから自他を見つめ合える場を重視したりしている。

また、学級づくりを基本としながら、より広い視野に立って様々な立場にある仲間ととかかわり、自他を大切にできる態度や技能等を育成する場として、全校による「ソーシャルスキル教育(以下、「全校SSE」とする)」や全校縦割り班による異学年交流を導入している。

前者の全校SSEは、年間5回実施し、いじめとリンクさせたテーマ等を設定し、具体的な行動様式を学んでいけるようにしている。表2は、平成25年度テーマである。

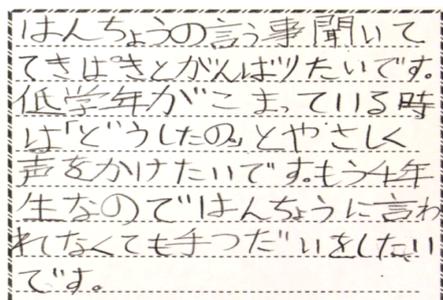
表2 平成25年度のテーマ

全校SSEに際しては、事前に各学級での事前学習を積んで臨み、当日は教職員が役割演技を行うなどして、技能的側面の定着に結び付けている。さらに、学級に戻って、実態と学級での学び等を考慮して、事後指導を行い、確かな実践力に結び付けていこうと取り組んでいる。

		テ - マ
第1回	4月	「みんなちがって みんないい」
第2回	6月	「廊下や階段を歩こう」
第3回	10月	「あたたかいメッセージを伝えよう」
第4回	11月	「いろんな人にあいさつしよう」
第5回	1月	「友達の輪を広げよう」

後者の全校縦割り班による異学年交流であるが、これは全校365人を1班9人～10人の異学年で構成される「縦割り班(ふれあい班)」を編成し、班単位での活動を年間を通して展開しているものである。この活動を通して児童は、相手のよさを認め合ったり、人間関係づくりの力や人権感覚を育てたりしている。また、授業で学んだ仲間づくりや思いやりの心等の知識的な学びを、具体的行動として学ぶ場としての役割も担っている。

< 発見カードの記述 >



活動場面としては、日常の清掃活動、ふれあい給食やふれあい遊び、学校行事の運動会やふれあいウォーク、文化祭での取組等がある。また、この活動では、友達のよさを見つける「発見カード」、活動や自分自身を振り返る「見つめるカード」の2種類のカードがあり、児童はそれぞれに気づきを書き留め、6年間蓄積し、自分の成長を実感しながら自他を大切にできる態度の育成にも結び付いている。カードを蓄積したフ

ァイルは、卒業を迎えるまで書きため、卒業時に持ち帰っている。

## 全国連合小学校長会【事例2】

なお、日常的な縦割り班であるために編成には、十分な配慮を行っている。その進め方は、3週間程度の学年部による編成期間を設けて案を作成し、全職員の検討を実施し、個々への支援を確認し合って正式な編成としている。また、各班へは実態に応じた職員配置を行い、支援体制の整備と個に即した支援の実施を大切にしている。

### (3) 保護者等の意識を高める取組の充実

いじめ発見のきっかけは、学校職員以外が大きな割合を占めている。それゆえに、未然防止、早期発見・即時対応の取組には、家庭や地域との連携が不可欠となる。しかし、いじめが大きな社会問題になっているにもかかわらず、実生活等の状況から、「我が子に限って」という意識もある。いじめ防止対策推進法が施行されて、いじめに対する取扱い等も変わり、保護者の責任問題にも大きな変化となってきた。被害者・加害者を発生させないために、保護者に対して改めていじめは切実性のある身近な問題であること、従来にも増して危機意識をもち、自分事としての認識がもてるようにするため取組に改善を加えた。

具体的には、学級だよりや学校だより、人権に関する地域啓発だより「かけはし」等をとおして、意図的に問題を提起したり、児童の状況を実生活に基づき説明したりし、連携の強化に努めている。また、行動連携の一層の充実を図っていこうとの考えのもと、平成25年度4年生以上の児童と保護者を対象に、学年ごとにゲーム等を含む、通信機器の正しい使い方及びいじめを含む人権侵害等を発生しうる危険性があることの学習会を実施した。本年度は、いじめを受けてお子さんをなくされた方を招いて親子学習会を行うこととした。

親子で課題の共有化を図ることで、「家庭における親子の会話の時間が増え、生活の様子や友達の関係がわかるようになった」「子ども任せでなく、親が責任をもつことの意味が理解できた」等の声が寄せられた。このような変化が見られる中で学校では、情報共有化と即時対応等の観点から、休日や夜間の緊急体制を再構築し、保護者・地域等への周知を図り、取り組んでいる。

### (4) 教職員・学校間の行動連携の強化

いじめは、一担任の問題ではなく、学校としての問題であり、組織をあげての対応で臨む必要がある。そのため、いじめに関わる校内組織の再点検を行い、全職員でのシミュレーション研修に取り組んだ。また、児童の確かなみとりは、いじめ未然防止、早期発見・即時対応の取組において不可欠な要素でもある。

その力量を高めるためには、研修が大きな役割を担っている。年間を見通して、教育相談に関する研修、Q-U及び各調査の分析に関する研修、さらには集団づくりに関する研修を計画に位置付けて実施している。年齢構成のアンバランスもあるが、「互いに学び合い、磨き合い、高め合おう」をモットー  
配布用パンフレット  
に取り組んでいる。

#### レポート集



## 全国連合小学校長会【事例2】

子どもたちに身に付けさせたい 城北中学校区4つの共通達成目標

時と場に応じた気持ちのよいあいさつをすることができる			
小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校
「おはようございます」などのあいさつをすることができる。	相手の話を聞きながらあいさつをすることができる。	あいさつが丁寧で、気持ちよくあいさつをすることができる。	時と場に応じた気持ちのよいあいさつをすることができる。 相手や状況から適切なあいさつを交わしましょう。

始まるの時刻を守ることができる			
小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校
授業の始まる時刻を守ることができる。	授業の始まる時刻を守ることができる。	授業の始まる時刻を守ることができる。	登校時刻、集会時刻、給食時刻などの活動や授業の始まる時刻を守ることができる。 自分たちだけで、自主的に守ることができる。

相手の気持ちを考えた言動をとることができる			
小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校
「ありがとう」「ごめんね」といって、感謝や謝意を伝えることができる。	相手の気持ちを考え、やさしい言葉をとることができる。	相手の気持ちを考え、その場に応じた正しい言動をとることができる。	相手の気持ちを考え、適切な言動をとることができる。 安全を確保し、正しくやさしい言動をとることができる。

相手の話をしっかりと聞き、自分の考えを伝えることができる			
小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校
先生の話をしっかりと聞き、自分の考えを伝えることができる。	先生の話をしっかりと聞き、自分の考えを伝えることができる。	相手の話をしっかりと聞き、自分の考えを伝えることができる。	きちんとした姿勢で相手の話を聞くことができる。 自分の考えを伝えることができる。

また、いじめ発生要因の一つとして、社会性の不足がある。同規模2校の児童と共に、当校児童の大半が1中学校に進学するが、社会性の不足、学習スタイル及び生活スタイルの違い等の影響を受け、中1ギャップに陥り、いじめや不登校として発現する場合がある。そこで、1学校の問題としてとらえることなく、中学校区の問題でもあるとの認識のもとで未然防止に向けての取組を開始した。

具体的には、中学校区で育てたい社会性

を検討し、生活の中でめざす姿を設定し、共通事項として取り組むこととした。地域一体となつての取組としていくため、パンフレットを作成し、全戸に配布とした。さらに、3小学校の6年生、中学1年生が、一堂に会し、いじめ問題を考える「いじめ見逃しゼロスクール集会」の開催を導入した。この取組によって、学校・校種を超えた職員のつながりができ、早期発見・即時対応にも結び付いてきている。

### 3 おわりに

児童は、様々な場面で人とかがわり合いながら生活を送っている。その中で、つらいおもいをしている場面もあるが、状況を適切にみとり、個に即した指導・支援に全校体制で取り組んでいる。その結果、いじめ認知ゼロの状態が継続している。しかし、「いじめはいつでも発生しうる問題である」との認識のもと、危機意識をもって今後も教育活動を展開していく必要がある。

また、保護者の意識改革をもとめ、外部からの講師を招いて親子学習会を開催するなど、様々な取組を強化してきた。まだまだ十分とは言えないが、形骸化・マンネリ化を招かないよう、PTA等の教育関係団体との行動連携の充実を一層図っていく。

「いじめは、決して許されるべき行為ではない。誰もが被害者にもなり得るし、加害者にもなり得る危険性がある。しかし、教育の力でそれを食い止めることもできる。」と考える。「いじめは、してはいけない」という観念的な指導に留まることなく、いじめがどんな状況をもたらすのかを、児童の目線に立って考えさせていくことが大切である。いじめの未然防止の取組は、決して難しいことではなく、誰でもができることであり、みんなで取り組むことである。「自分がされていやなことは、相手にもしない」、この当たり前のことを、日常の教育活動の中で身につけさせていきたい。

## いじめ問題に対する取組

大田区立蒲田小学校

### 1 いじめ防止対策委員会構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー  
 (加えて、状況に応じて当該学級の担任)

### 2 26年度の取組

4月	・いじめ防止対策委員会発足	
5月	・いじめ問題への対応の充実を図るための研修会(都教委) ・SCによる全員面接始(5年生)	全学級で授業
6月	・いじめ防止対策委員会で取組の確認 ・ふれあい(いじめ防止強化)月間(都教委) ・学校生活調査(大田区)の実施	
7月	・SCによる全員面接終(5年生) ・校内研修 ・いじめに関する児童アンケート ・いじめの実態及び対応状況把握のための調査(都教委)	
8月	・個人面談(アンケートに基づく)	
9月	・学校いじめ防止対策基本方針の検討、策定 ホームページ等で公表	授業
10月	・校内研修	
11月	・ふれあい(いじめ防止強化)月間 ・学校生活調査(大田区)の実施	
12月		
1月		授業
2月	・ふれあい(いじめ防止強化)月間 ・校内研修	
3月	・学校評価による取組の改善案検討	

### 3 「いじめ」を防ぐための授業

- ・都教委『いじめ防止教育プログラム』第2章を参考にする。
- ・道徳、特別活動などで実施
- ・別紙(1学期の授業一覧)

### 4 スクールカウンセラーによる全員面接

- ・対象 : 5年生児童全員

## 全国連合小学校長会【事例3】

- ・期間、時間帯 : 5月中旬から7月上旬、中休みや昼休み中(放課後は保護者等に空ける)
- ・方法 : スクールカウンセラー相談カードを基にした対話形式(4人ずつ)

### 5 校内研修

#### 1 学期伝達研修 **いじめ問題に対する課題意識の共通理解**

- ・いじめ防止教育プログラム(第1章の内容)
- ・都の研修会(5/15)の資料配布
- ・いじめ発見チェックシートの使用について

#### 2 学期校内研修 **未然防止、早期発見**

- ・校内委員会組織や未然防止、早期発見に向けた取組、報告方法などについて確認
- ・校長による講話
- ・いじめ発見チェックシートの有効活用について
- ・校内共有ファイルの活用について

#### 3 学期校内研修 **未然防止、早期発見、早期対応**

- ・いじめ発見チェックシートの活用を振り返って
- ・教育課程届「指導の重点」への記載内容の確認
- ・スクールカウンセラーによる講話

### 6 いじめ防止対策委員会として

#### 相談報告機能

**いじめ認知**(担任、養護教諭、子供、保護者、地域からの発見や訴え)

#### **学年で確認**

- \*相談内容の把握

#### **いじめ対策委員会へ報告**

- \*相談内容の把握

#### **管理職へ報告**

#### **いじめ対策委員会による組織的な対応**

- \*対応・指導の方向性を検討
- \*個人情報の取り扱いに十分配慮して、教職員で情報共有

#### **保護者・地域等、関係機関・スクールカウンセラー等との連携**

- \*相談体制の確立

#### **いじめ防止に関する啓発**

- ・学校だより
- ・ホームページ
- ・保護者全体会や講演会で校長から講話
- ・代表委員会による「いじめ防止、見て見ぬふりしない」呼びかけの実施

## 大田区立蒲田小学校 いじめ防止基本方針

### はじめに

「いじめはいじめを受けた児童の心と身体に深く長い傷を残すものであり、どの学校でも、どの学級にも起こりうる」という基本認識にたち、児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止はもとより、早期発見・早期対応を図るため、いじめ防止対策推進法第13条及び大田区いじめの防止基本方針に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「大田区立蒲田小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### <本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」>

いじめ問題対応における学校の核として、「学校いじめ対策委員会」を組織する。

構成は、校長、副校長、主幹、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとし、状況に応じて担任等の関係する教員を加える。

役割として、いじめ防止等の取組に関すること、相談内容の把握、組織的な対応、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

いじめを早期に発見し、保護者等に早期の情報提供を行い、「学校いじめ対策委員会」を核として「組織的な指導」を行い、早期対応、解決を図る。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の扱いを考慮し、本校の教職員で共有する。

「道徳教育」の推進や「いじめに関する授業」を実施し、学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。

「教員研修」や日頃の生活指導を徹底し、児童、教職員の人権感覚を高める。

日頃から児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築き、児童や保護者、地域、関係機関からの情報を収集し対応する。

「学校評価」においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員による評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

### 1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 いじめ防止対策推進法第2条より
---

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場にたち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って児童、保護者の話を傾聴するとともに組織的に事実関係を確認し、対応する。

## 2 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

### (1) 未然防止について

#### <児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を計画、実施し、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人が、かけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるよう、日常の様々な活動の中で指導を行う。
- ・「いじめを見て見ないふりをするはいじめをしていることにつながる」ことや「いじめ」を見たら、勇気をもって担任の先生をはじめ先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、いじめの情報を知らせることは決して悪いことではないことを併せて指導する。

#### <教職員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるよう、一人一人の児童を生かす授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む「道徳教育」や「学級指導」の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教職員がもっていることを朝会、学年集会、学級活動など様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付くことができるよう、「いじめ発見のチェックシート」等を使用し、教職員自身が「鋭敏な感覚」をもち、児童の様子を観察できるよう努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聴く姿勢をもつ。
- ・「いじめの構造」やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、教職員自身の人権感覚を磨き、自己の言動に注意して児童を指導する。
- ・問題を担任一人で抱え込まず、管理職への報告や学年会や同僚への協力を求める意識をもち、「学校いじめ対策委員会」と情報を共有する。

#### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌を学校全体につくる。
- ・都教育委員会の「ふれあい月間」(6月、11月、2月)において、大田区の「学校生活調査」やいじめに関する「アンケート調査」を学期に1回実施し、その結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。

## 全国連合小学校長会【事例3】

- ・スクールカウンセラー等による「いじめ問題に関する校内研修」を行い、「いじめ」について教職員の理解と対応力を高める。
- ・校長が、「いじめ問題に関する講話」を全校朝会で行い、「いじめは絶対に許されない」ということや「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・いじめ問題に関して、周囲の児童の意識を醸成するために、「代表委員会が中心となった取組」を行うように指導する。
- ・スクールカウンセラーによる児童や保護者の面接を実施することにより、児童や保護者が「いつでも、誰にでも」相談できる教育相談体制の充実を図る。

### <保護者・地域との連携として>

- ・保護者や地域の方に対して、自宅や校外で児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に連絡、相談していただくことを依頼する。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携が大切であることを学校便り、道徳授業地区公開講座、地域連絡協議会等で伝え、理解と協力を依頼する。
- ・地域連絡協議会委員で構成する「学校サポートチーム」により、「学校いじめ対策委員会」を支援する。

## (2) 早期発見・早期対応について

### <早期発見にむけて・・・「変化に気付く」>

- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに「学校いじめ対策委員会」にも報告し、校内で情報を共有する。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教職員は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査、個人面談を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の青少年対策委員会等の会議で、「地域での見守り」など、いじめ問題をはじめとする健全育成について話し合いを進めることを依頼する。

### <相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・「スクールカウンセラーによる5年生を対象とした全員面接」を実施し、相談しやすい環境を作るとともに、スクールカウンセラーとのつながりを築く。
- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝える。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって相談を受け、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

< 早期の解決を・・・「いじめが疑われる些細な案件に対しても」 >

- ・ 教員による把握や児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害児童、加害児童といった二者関係だけでなく周囲の児童に対しても学級、学年、全校として問題を捉え指導する。
- ・ 事実関係を把握する際には、「学校いじめ対策委員会」を中心に学校として組織的な体制の下に行う。
- ・ 加害児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、いじめをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめる行為なのかに気付かせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聴き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に関係する保護者に伝え、学級、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。
- ・ 「いじめ」が解決したと判断した後でも、「学校いじめ対策委員会」で継続して関係する児童を見守っていく。

3 重大事態への対処に係る教育委員会との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合の大田区教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、大田区教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。

\* 「重大事態とは」

いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当な期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある状況のこと

## いじめの問題に対する取組事例

<(ア)未然防止のための取組、(イ)早期発見・早期対応の在り方等>

滋賀県大津市立青山小学校

### はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めた皆の願いである。そこで、本校では、教育目標に「豊かな感性を持ち、新たな知を拓く、実践力あふれる子どもの育成」を掲げ、豊かな感性によりお互いの気持ちを慮り、よりよい人間関係を築ける子どもの育成を目指し取り組んでいるところである。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題と言えよう。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を常に持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」(平成25年4月1日施行。以下「条例」という。)第2条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処すべく、以下のような原則を持って臨むこととする。

### 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方について

誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもある。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要である。また、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要である。

(1) いじめの未然防止について

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進める。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道德心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などの育成を図る。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努める。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進する。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進める。

具体的な取組	目 標（めあて）
わかる・できる授業の取組 (学び合いを大切にした協同する体験 と伝え合う喜びのある授業の推進)	・各学年で公開授業を行う。(教師自身も教材研究の段階から協同して研究を深め、教師の授業力をアップさせる。)
かけがえのない命の大切さや思いやりの心を学ぶ道徳授業の実施	・10月に全学年で命の尊さや思いやりの心に関する道徳授業を実施する。 ・思いやりの心の育成を図るため、高学年と保護者を対象に「思いやりコンサート」を実施する。 (文科省事業・・・不採用であったため再度計画中) ・学習参観に道徳の授業を行う。
情熱青山委員会(児童会)が主体となった児童の主体的な取組み	・情熱青山委員会(児童会)が主体となった「青山っ子、考えようプロジェクト」を実施し、より良い学校づくりを行うと共にいじめ防止の啓発ポスターを作成する。 ・笑顔倍増委員会による挨拶運動を行う。

## (2) いじめの早期発見について

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、事実認定が難しいものである。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまうものである。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要である。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視せず積極的に認知できるよう努める。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つて行う。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努める。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整える。加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努める。

については、上記のことに関して、本校では以下のような取り組みを重点的に進める。

具体的な取組	内 容
・児童へのアンケート調査の実施	学期に1回アンケート調査を実施する。
・教育相談活動の実施	学期に1回、「おしゃべり月間」を実施する。 (担任がアンケート調査を元にして、子どもと個別相談をする。)
・校内研修会の実施	年に1回、いじめ問題に係る校内研修会を実施する。

## (3) いじめへの対処について

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要がある。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、

いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処する。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努める。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図る。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図る。このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築する。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを重点的に進める。

具体的な取組	内 容
いじめ対策委員会の開催	・週1回定例で開催すると共に緊急時に開催する。
被害者へのケア	・必要に応じ、SC等の専門家と連携して複数の教員で見守り続け支援を行う。
加害者への指導	・学校での指導だけでなく、必要に応じて関係機関等と連携を図り、指導を行う。

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設する。その役割等については、以下のとおりとする。

### (1) 役割

いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。

いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。

いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。

児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。

いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。

いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。

いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。

重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。

P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

## (2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加する。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得る。

## (3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組む。

# 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

## (1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）について自己評価を行う。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取り組みがいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討する。このような取り組みを通して、策定した学校基本方針や年間計画をP D C A サイクルに基づき、毎年度見直しを行う。

## (2) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校の基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開する。また、学校だよりや学年通信などを通してその内容の周知を図る。

## 4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	・職員会議<児童理解>( ) ・家庭訪問( )	
5	・家庭訪問( ) ・アンケート調査( )	
6	・いじめ防止啓発月間( ) ・おしゃべり月間( ) ・学校協力者会議( )	児童会を中心にした取組の実施
7	・保護者懇談会( )	
8	・いじめ問題に関する校内研修会( )	情報モラル教育に関連した教職員研修
9	・アンケート調査( )	
10	・いじめ防止啓発月間( ) ・思いやりコンサート( ) ・おしゃべり月間( ) ・学校協力者会議( )	思いやりコンサートについては、文科省事業に応募したが、「不採用」であったため再度計画中である。
11	・保護者懇談会( )	
12	・保護者懇談会( )	
1	・アンケート調査( )	
2	・おしゃべり月間( ) ・学校協力者会議( )	
3	・保護者懇談会( )	
年間を通じて	・朝のあいさつ運動、くつ箱チェック( ) ・いじめ対策委員会<毎週1回>( ) ・教育相談( )<毎月2～3日間> ・青山っ子を紹介しよう<毎月2回>( )	

いじめの未然防止に関すること...

いじめの早期発見に関すること...

いじめの早期対応に関すること...

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること...

内容に関する問合せ先:( Tel 077-549-0266 大津市立青山小学校長、近藤 誠 )

## いじめ問題に対する取組事例について

- 1 事業名 「正しいネット・コミュニケーションリテラシーを学ぼう」
- 2 主催団体名 静岡市校長会
- 3 取組の種類  
(オ) ネットいじめ対策
- 4 研修会趣旨  
子ども達の間でのLINE利用者が増えている現状がある。そのような動きの中で、LINEを使ったコミュニケーションを原因とするいじめや生徒指導上の問題が発生し、学校現場において、その対応に苦慮しているのも事実である。  
そこで、校長自らが、まずはLINEの仕組みや特性を知り、正しいネットコミュニケーションリテラシーを学ぶことで、生徒指導並びに職員指導に役立てる。
- 5 講演内容  
講師 LINE株式会社 高橋 誠 氏  
ラインの紹介と子どもにネットを使わせる際の注意事項
  - ・ライン機能の紹介
  - ・無料メール
  - ・グループトーク
  - ・登録方法
  - ・「友だち」登録方法
  - ・リスクと対策
- 6 参加者の感想等
  - ・ LINEについて、知識不足の状況では、報道の内容が分からない部分もあったので、多少なりともLINEについて知ることができて、よかった。
  - ・ 教員自身が使ったことのないものについて、指導するのは、限界がある。どんなものなのかが少し分かり、役に立った。
  - ・ 希望研修であったが、市内の校長の半数が参加した。これは、LINEについての指導に壁を感じている校長が多いということの結果であるように感じる。
  - ・ LINEの知識がない校長は、使ったことがないので、説明されても、説明されていることがイメージできなく、分かりづらいという感想もあった。(当日、60名の参加者に、6台のデモ機が用意されていたが十分ではなかった。)
  - ・ 実際にいろいろな人とつながってしまう点について、生徒にも細かく指導する必要性があると感じた。
  - ・ LINEの会社の方の話なので、LINEが悪いのではないという趣旨の話が何度もされたが、実際に問題が数多く発生している。企業側でも、今以上に、子どもへの啓発の機会を積極的に進めて欲しい。(問題が起これば、子どもの問題なのだから、学校で指導すべきでは、学校に負担をかけるだけ)